

## ○大府市生徒指導推進事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭及び地域との連携を深め、生徒指導上の問題行動等の課題解決を図るため、予算の範囲内において交付する大府市生徒指導推進事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府市中学校区生徒指導推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、協議会が行う生徒指導の推進に関する事業とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

交付対象経費	細分類	内容
報償費	講師等謝礼	地域の方への謝礼 講演会の講師等への謝礼
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
役務費	手数料	事業を行うために必要な手数料
研修費		資質向上のための研修参加費